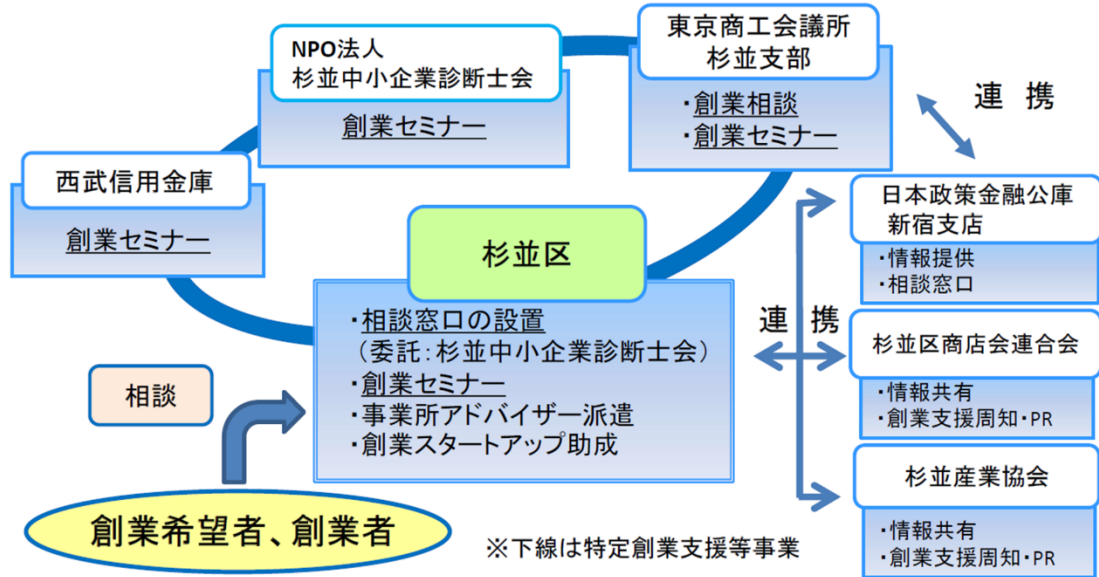


杉並区の創業支援

～地域とともに発展するビジネスを支援します～

産業競争力強化法により平成26年10月31日付けで国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、区と地域の産業経済団体が連携して、区内での創業者の定着とビジネスの発展を支援していきます。

＜杉並区の創業支援等事業計画の概要＞



特定創業支援等事業による支援を受けたことにより以下の優遇措置が適用されます。優遇措置の適用を受けるためには、杉並区が発行する「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」が必要です。

※次の場合は証明書発行の対象外となります。

- ・現在法人の代表である方が新たに法人を設立する場合
- ・個人事業（フリーランスを含む）を継続しつつ新たに法人を設立する場合

優遇措置の内容	優遇の対象者	問い合わせ先窓口
会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減 ・株式会社または合同会社は、資本金の0.7% → 0.35% 株式会社の最低税額 15万円 → 7.5万円 合同会社の最低税額 6万円 → 3万円	・事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後5年を経過していない個人の方で、 杉並区内で会社を設立する予定の方 注：会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明書を受けること 注：既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外	東京法務局 杉並出張所 TEL：03-3395-0255 ※証明書写し不可 (原本のみ)
創業関連保証の特例 ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能	・事業を営んでいない個人の方 ・新たに会社を設立して創業しようとする方	東京信用保証協会 新宿支店 TEL：03-3344-2251
日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ	・新たに事業を始める方または事業開始後5年未満の方	日本政策金融公庫 新宿支店 国民生活事業 TEL：0570-026825
東京都「創業融資」の創業支援特例の適用 ・融資利率を0.4%優遇	・具体的な計画を有する創業予定の方、または創業から5年未満の方 ・都内で分社化の計画を有する会社または分社化により設立された日から5年未満の会社	東京都産業労働局 金融部金融課 TEL：03-5320-4877
杉並区「創業支援資金」に係る信用保証料の補助 (1/3)	・杉並区「創業支援資金」を利用している方	杉並区産業振興センター 就労・経営支援係 TEL：03-5347-9077

【証明書の交付申請】

◆証明書の交付要件

1. 産業競争力強化法第2条第31項に掲げる創業者の方（注）
2. 杉並区特定創業支援等事業による支援を4回以上かつ原則1カ月以上の継続的な期間に受けていること
3. 杉並区特定創業支援等事業による支援を受けることによって、経営・財務・人材育成・販路開拓に関わる知識の全てを習得していること

（注）産業競争力強化法第2条第31項に掲げる創業者とは

- ①事業を営んでいない個人が6カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該事業の開始後5年未満のもの
- ②事業を営んでいない個人が6カ月以内に会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該会社の設立後5年未満のもの

◆必要書類

- ①「特定創業支援等事業による支援を受けたことの申請書」（第1号様式 以下「証明申請書」）
- ②「特定創業支援等事業を受けたことの証明書申請について兼受領書」
- ③「特定創業支援等事業に係る個人情報の提供に関する同意書」

※③は杉並区以外の創業支援等事業者（東京商工会議所杉並支部）による支援が含まれている方のみ

◆提出先

杉並区産業振興センター就労・経営支援係
杉並区上荻1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2階
平日8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

* 証明書交付まで1週間程度かかります。

* 最後に支援を受けた日から1年以内に申請してください。最後に支援を受けた日から1年以上経過してから申請する場合はお問い合わせください。

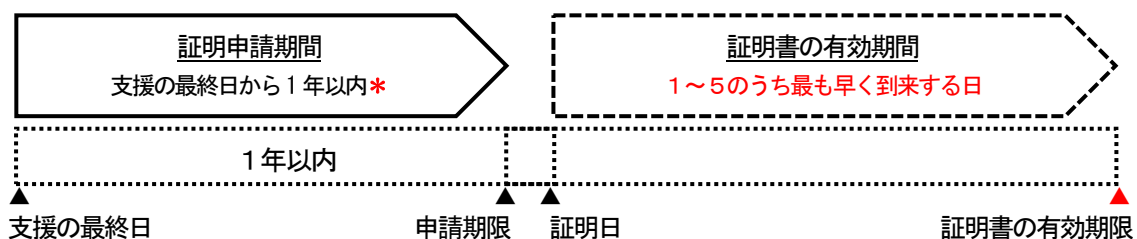
各種優遇措置（1ページ参照）の担当窓口「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を提出することにより優遇措置が適用されます。ただし、以下の点にご注意ください。

証明書の有効期間は、証明の日から次に掲げる日のうち最も早く到来する日までです。

1. 認定創業支援等事業計画の計画期間終了日（杉並区は令和11年3月31日）
2. 租税特別措置法第80条第2項(注)に規定する期間の最終日（現行法では令和9年3月31日）
3. 個人の開業日から5年を経過する日の前日
4. 会社の設立日から5年を経過する日の前日
5. 証明の日から1年を経過する日の前日

（注）会社設立時の登録免許税の軽減措置は、令和9年3月31日に登記を受けるものまでとなっています。

特定創業支援等事業を受けてから、証明申請までの期限及び証明書の有効期間



◆証明書の有効期間にかかわらず、以下の場合は優遇措置が適用されません。

- ・ 産業競争力強化法など関係法令の改廃等により優遇措置が廃止された場合
- ・ 申請者が産業競争力強化法で定める創業者に該当しなくなった場合
- ・ 優遇措置の元となる制度の利用要件を満たさない場合

※利用可否は当該制度の問い合わせ先窓口へ直接お問い合わせください。

